

一般事業主行動計画

社員ひとりひとりが、仕事と家庭の両面において各人の能力を十分に発揮し役割を担うことができる環境整備を目的とし、次世代育成支援対策推進法に沿った行動計画について下記のとおり実施します。

1、計画期間 令和7年11月1日 ～ 令和12年10月31日（5年間）

2、内 容 「雇用環境の整備に関する事項」

<目標1>

- ・男性社員の出生時育児休業（産後パパ育休）等の育児制度の理解を得る活動を行う。

<対 策>

令和 7年11月～ 産後パパ育休等について、社内にポスター等を掲示し「男性社員の育児休業」に対し従業員への理解を求める。また、「子育て目的の休暇」の取得促進を行う。

令和 7年12月～ 育児休業取得予定者に対し制度等の説明を行う。

<目標2>

- ・計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・育児休業取得率を30%以上にする。
女性社員・・・育児休業取得率を75%以上にする。

<対 策>

令和 7年11月～ 男女ともに、育児休業が取得しやすいように制度の情報提供や休業中の相談窓口の設置し、育児休業を取得に繋げる。

令和 7年12月～ 育児休業復職後のキャリア形成を含めた支援等を検討する。

○上記以外の次世代育成支援対策に関する事項（行動計画策定事項）

3、内 容 「若年者に魅力ある職場づくり支援」

<目標3>

- ・若年労働者の入職に繋がるために、地域の学生に対しインターンシップ等の機会を提供する。

<対 策>

令和 7年11月～ 地元の高校及び職業訓練校からのインターンシップを受け入れ、就業体験の機会を提供する。

令和 7年12月～ 福島広域雇用促進支援協議会主催の職場体験実習を受け入れ、若年労働者を含めた雇用確保に努める。